

工事費内訳書の提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条の規定に基づき、入札の際に工事費内訳書を提出していただいていたましたが、法改正に伴って令和 7 年 12 月 12 日以降の本市の入札時は、工事費内訳書に加えて『入札金額内訳明示書』の提出を求めることとします。

記

- 1 対象工事 津屋崎中学校校舎増築 1 期工事
- 2 様式 3 (1) と (3) は任意様式 (ただし A 4 サイズに限る)
- 3 記載要領
 - (1) 表紙
 - ・日付は開札日 (令和 8 年 1 0 月 2 0 日) を記載してください。
 - ・工事名については入札公告のとおり記載してください。(裏面参照)
※工事名が確認できない場合は入札無効となります。
 - ・住所、会社名、代表者名を記し必ず押印してください。
 - (2) 入札金額内訳明示書 ※様式指定あり
 - ・入札額の根拠とした「材料費」「労務費」「法定福利費の事業主負担額」「建設業退職金共済 (建退共) の掛金」「安全衛生経費」を明記してください。空欄は不可とします。(0 円の場合は、0 と記載)
 - (3) 本工事費内訳書
 - ・入札書に記載されている入札金額に合致した工事費内訳書とし、記載内容は最低限、仕様書に示す品目、数量等に基づき、入札額の根拠とした単価、金額 (直接工事費) 及び諸経費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等) を明記してください。
 - ・値引き額 (マイナス数字) での調整をしないでください。
- ※(2) および (3) は消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載してください。
- 4 提出方法
 - ・工事費内訳書表紙、入札金額内訳明示書及び本工事費内訳書をホッチキス止めにして入札書と併せて入札用内封筒へ封入してください。
 - ・表紙を使用しない場合は、内訳書に 3 (1) の内容を明記してください。
- 5 特記事項
 - ・各工事種目の内訳について確認する必要がある場合は、種目別以下の内訳書 (明細書等) の提出を求めることがあります。

※工事費内訳書や入札金額内訳明示書の未提出又は工事費内訳書に記載されている積算価格 (消費税を加算する前の合計額) と入札書の入札金額が一致していない場合は入札が無効になるのでご注意ください。

詳細・様式は、本市ホームページをご覧ください
(ホーム⇒産業・ビジネス⇒入札・契約情報)

<https://www.city.fukutsu.lg.jp/sangyou/nyusatsu/18733.html>

